

「年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係るアプリケーションプログラム保守業務(令和7年5月～令和10年3月) 一式」 調達仕様書(案)に係る意見招請に対する回答

令和6年10月

日本年金機構

標記について、意見を募集したところ、以下のような御意見等をいただきました。お寄せいただいた御意見等とそれに対する回答は次のとおりです。

基幹システム開発部 年金業務システム開発第2グループ

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	意見等提出理由	回答
	資料	頁	章番号等				
1	調達仕様書 本文	12	4.1.1 (6) ②イ	質問	「また、構築した情報システムに不要なデータ(※)が残存していないことを確認し、報告書「別紙13クリーニング作業完了報告書」を提出すること。」と記載されていますが、サーバ機器等に不要なデータが残存していないことを確認する際はアプリケーション保守業者が主体となってサーバ実機等を操作の上、確認する理解で相違ないでしょうか。また、確認対象は更改事業者が実装した全てのファイル及び、バッチファイルとなる理解ですが相違ないでしょうか。	作業に係る主体業者を確認するため。	不要データの残存確認は、更改案件業者からの引継ぎとして記載しているものであり、アプリケーション保守業者が主体となる点は相違ありませんが、本番環境のサーバ実機等を操作する想定はありません。(共通運用管理者が操作する。)
2	調達仕様書 本文	13	4.2.1 (1)	要望	『なお、当該表に記載のない成果物についても、年金業務システム開発標準の「成果物一覧」を参照し、納入すること。』と記載されていますが、可能であれば本調達として納入する成果物を「表4.2.1-1」へ全て明記頂きますよう、お願いいたします。	成果物精緻化のため。	調達仕様書本文(4.2.1(1))に記載のとおり、成果物については、技術資料で示している年金業務システム開発標準の「成果物一覧」を参照願います。
3	調達仕様書 本文	23	5.3.1 (1) ③	要望	「次に掲げるいずれかの資格等を取得後、2年以上の実務経験を有し、かつ複数の事業者が参画するシステム構築において、プロジェクト管理に関する実務経験を5年以上有すること。ただし、当該資格保有者と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者については、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、機構の理解を得ること。)。ア.情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者イ.技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有する者」と記載されていますが、統括責任者であることを示す資格要件について、一般的なシステム開発における競争入札では、「PMP(Project Management Professional)の認定者」が「情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験の合格者」と同等の資格経験として取り扱われることも多いです。そのため、上記「ア」及び「イ」条件に加え、「ウ.PMP(Project Management Professional)の認定者」を追加頂くことでより公平な入札が実現されると考えます。	公平な入札実現のため。	PMP(Project Management Professional)の認定者については、調達仕様書(5.3.1(1)③)の但し書きに該当する者と判断し、当該資格保有者と同等の能力を有すると認めます。
4	調達仕様書 本文	23	5.3.2 (1) ③	要望	「次に掲げるいずれかの資格等を取得後、2年以上の実務経験を有し、かつ複数の事業者が参画するシステム構築において、プロジェクト管理に関する実務経験を5年以上有すること。ただし、当該資格保有者と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者については、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、機構の理解を得ること。)。ア.情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者イ.技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有する者」と記載されていますが、品質管理責任者であることを示す資格要件について、一般的なシステム開発における競争入札では、「PMP(Project Management Professional)の認定者」が「情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験の合格者」と同等の資格経験として取り扱われることも多いです。そのため、上記「ア」及び「イ」条件に加え、「ウ.PMP(Project Management Professional)の認定者」を追加頂くことでより公平な入札が実現されると考えます。	公平な入札実現のため。	PMP(Project Management Professional)の認定者については、調達仕様書(5.3.2(1)③)の但し書きに該当する者と判断し、当該資格保有者と同等の能力を有すると認めます。
5	調達仕様書 本文	24	5.3.2 (3) ③	要望	「以下に掲げるいずれかの資格等を有する者ただし、当該資格保有者と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者については、これを認める場合がある(その根拠を明確に示し、機構の理解を得ること。)。ア.情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者イ.技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有する者ウ.「参考資料 16 ITスキル標準V3 2011」におけるプロジェクトマネジメントのいずれかの専門分野で達成度指標及びスキル熟達度ともにレベル4以上に相当する知識・経験を有する者。なお、達成度指標及びスキル熟達度のレベルについては、「参考資料 16 ITスキル標準V3 2011」及び、「参考資料 17 ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」を参照すること。」と記載されていますが、業務管理者であることを示す資格要件について、一般的なシステム開発における競争入札では、「PMP(Project Management Professional)の認定者」が「情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験の合格者」と同等の資格経験として取り扱われることも多いです。そのため、上記「ア」、「イ」及び「ウ」条件に加え、「エ.PMP(Project Management Professional)の認定者」を追加頂くことでより公平な入札が実現されると考えます。	公平な入札実現のため。	PMP(Project Management Professional)の認定者については、調達仕様書(5.3.2(3)③)の但し書きに該当する者と判断し、当該資格保有者と同等の能力を有すると認めます。

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	意見等提出理由	回答
	資料	頁	章番号等				
6	調達仕様書 本文	25	5.3.2 (4)	要望	「設計・開発を行う担当者には、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、次に掲げる試験区分の合格者を1名以上必要な人数含むこと。なお、同一人が全ての試験区分に合格していることを求めるものではない。 ① システムアーキテクト試験 ② データベーススペシャリスト試験 ③ ネットワークスペシャリスト試験」と記載されていますが、上記試験区分の合格者を本調達の担当者として組み込む必要性をご指示頂けないでしょうか。公平且つオープンな入札を実現する観点からも設計開発担当者に対しては、当該要件を削除頂くことが望ましいと考えます。	公平な入札実現のため。	該当の資格は、現在のアプリケーションプログラム保守で求めている資格になります。本調達においても、現在のアプリケーションプログラム保守と同等の見識、スキルが必要と考え、設計・開発を行う担当者の要件としております。
7	調達仕様書 本文	26	5.5.3 (1)	要望	「他受託事業者等、機構以外との調整が必要となった場合は、原則として機構を通じて行うこと。ただし、内容、効率を考慮した上で直接他受託事業者等と調整を実施することが適切と判断した場合は、機構の了解を得た上でこれに従い、適切に状況を報告すること。」と記載されていますが、「別紙6 関連業者との役割分担表」でアプリケーションプログラム保守業者とハードウェア保守業者の双方に「○」が打点されている役務の場合、アプリケーション保守業者が主体となって役務の切り分けを行う認識に相違ないでしょうか。認識に相違ない場合は、その旨、記載頂きますよう、お願いいたします。	作業に係る主体業者を確認するため。	アプリケーション保守業者が主体となって役務の切り分けを行う点に関して、ご認識のとおりです。
8	調達仕様書 別紙3 全体スケジュール	—	—	質問	令和7年5月7日の本番稼働直後からアプリケーションプログラム保守業者としての保守役務が発生するものと認識しております。一般的なシステム開発では、本番稼働直後は特に不具合の発生確率が高く、業務運用に影響を与えないために即時の不具合対応が求められると理解しております。本番稼働直前に更改事業者からアプリケーションプログラム保守業者へ引継ぎを行っていることから、本番稼働直後に発生する不具合については、アプリケーションプログラム保守業者が主体となって更改事業者と連携し、復旧まで対応するものと認識しておりますが、相違ないでしょうか。	作業に係る主体業者を確認するため。	ご認識のとおりです。調達仕様書本文(1.7.1、1.7.2)に記載のとおり、受託事業者には、本業務に関する準備作業を、履行期間開始日である令和7年5月7日までに完了させ、保守役務を遂行することを求めています。
9	調達仕様書 別紙4 要件定義書	3	2.2.3	要望	「イベント対応とは、潜在的な問題が顕在化する前に解消する対応、利用環境の変化に応じる対応、操作性、視認性等のユーザビリティ又は性能を改善するための対応とする。」と記載されていますが、「操作性、視認性等のユーザビリティ又は性能を改善するための対応」に係る作業項目が以降の(1)～(6)に記載されていないため、誤記であれば削除頂きますよう、お願いいたします。	作業精緻化のため。	「イベント対応」の説明内容は言葉の定義であるため、実作業項目と紐づかないものもあります。
10	調達仕様書 別紙4 要件定義書	6	2.2.7 (1)	質問	「表2.2.7-1 引継ぎ作業」にある通り、更改事業者からアプリケーションプログラム保守業者へ、更改案件で設計・開発した内容の引継ぎを実施すると理解しております。更改案件は、調達仕様書「表2.1-1 本調達案件及び関連する調達案件の概要」にある通り、一般競争入札方式で受託事業者が決定しており、入札した受託事業者が提案・選定した製品によって設計・開発作業が行われていると理解しております。更改事業者が行う設計・開発作業の中には、更改事業者からの提案内容も含まれると想定しており、更改事業者の提案で設計・開発を行った内容も引継ぎ対象であると理解しております。そのため、アプリケーションプログラム保守業者は更改事業者が設計・開発した内容を理解するだけに留まらず、更改案件で選定・提案された製品に関する製品知識を有していることが保守役務を遂行する上で必要と想定しておりますが、相違ないでしょうか。また、「別紙6-2 製品区分別 保守役務分担」においても、アプリケーションプログラム保守業者は「システム全体」に係る影響調査を行う役務があることから、更改事業者が設計・開発した内容を十分に理解した上で、令和7年5月の本番稼働直後より即座に保守役務の遂行が可能な体制を整備することが必要と想定しておりますが、相違ないでしょうか。	作業に係る主体業者を確認するため。	ご認識のとおりです。要件定義書(2.2.7)に記載のとおり、受託事業者には、保守業務を実施するに当たり必要な内容を引継ぎ、保守役務を遂行することを求めています。体制についても、調達仕様書本文(5.1.2)に記載のとおり、受託事業者には、履行開始前に必要な体制を整えることを求めています。
11	調達仕様書 別紙4 要件定義書	18	4.6.4 (1) (2)	質問	「テスト環境は原則として、検証環境とすること。」と記載されていますが、テストのユースケースや消化観点によっては開発環境を用いてテストすることも可能と理解しておりますが、相違ないでしょうか。		ご認識のとおりです。「原則として」と記載のとおり、検証環境以外でのテスト実施も可能となります。

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	意見等提出理由	回答
	資料	頁	章番号等				
12	調達仕様書 別紙4 要件定義書	35	5.11.2 (2)	要望	「表5.11.2-2 サーバの主なソフトウェアパッケージ等一覧」にバックアップ・リカバリ製品の記載が必要と想定されますが、認識相違ないでしょうか。相違ない場合は、その旨、記載頂きますよう、お願いいたします。	役割精緻化のため。	バックアップ・リカバリ製品は、アプライアンス製品としての提供となるTeradataに含まれます。
13	調達仕様書 別紙6 関連業者との役割分担表	13	項番478	質問	年金業務システムフェーズ1のシステム更改(経過・番号・基盤)において、「マルチベンダ会議への出席」と記載されていますが、令和8年1月には、年金業務システムフェーズ1(経過・番号・基盤)、共通基盤システム、本部ネットワーク、年金事務所端末等が同時に機器更改を迎えると認識しております。各種更改イベントにおいては、統計・業務分析サブシステム側で、各システムの更改内容に合わせたシステム切替が必要と想定しており、令和8年1月の機器更改対応は、「統計・業務分析サブシステムを利用するクライアント端末」、「統計・業務分析サブシステムが接続するネットワーク」、「統計・業務分析サブシステムが連携する外部インターフェース」、「統計・業務分析サブシステムの基盤機能」といった、システムの基盤レイヤ・業務レイヤを問わずシステム全体の構成・処理方式に影響する箇所がシステム切替対象となる理解です。また、「別紙6-2 製品区分別 保守役割分担」ではアプリケーションプログラム保守業者がシステム全体の影響調査を行う役割とされていることから、当該受託者が更改事業者の設計・開発した統計・業務分析サブシステム全体を俯瞰し、各種更改イベントに合わせてシステム切替対象を見極めた上で、各種マルチベンダ会議で統計・業務分析サブシステムに係る主体的な調整を行う理解で相違ないでしょうか。	作業に係る主体業者を確認するため。	ご認識のとおりです。
14	調達仕様書 別紙6 関連業者との役割分担表 別紙12 統計・業務分析サブシステム業務量	—	—	要望	「調達仕様書1.2 調達の背景」にもある通り、統計・業務分析サブシステムは平成28年1月より初稼働を迎え、以降、システム更改や追加の機能開発がこれまで実施されてきていると想定しております。システム更改や追加の機能開発によって、統計・業務分析サブシステムに機能が追加されている一方で、システムとして最適化を図る中で不要となった機能の廃止も行われてきたと想定しております。機能の追加や廃止に伴い、調達仕様書の記載は見直されると想定しており、本調達仕様書における記載は現在の統計・業務分析サブシステムに実装され、利用・運用している機能のみが記載されている理解で相違ないでしょうか。機能の廃止に伴った仕様書の最新化が行われていない場合、入札公告までに最新化頂きますよう、お願いいたします。	役割精緻化のため。	機能の廃止に伴い、仕様書を最新化すべき箇所がありましたので、「別紙12 統計・業務分析サブシステム業務量」について、不要なインターフェースの記載を削除いたします。

※ 区分欄には、「質問」「提案」「要望」の別を記すこと。

※ 「仕様書の該当箇所」順に並べ替えること。